

第119回 木更津市都市計画審議会 会議録

○開催日時：令和5年11月6日（月）午後4時00分から午後5時30分まで

○開催場所：木更津市役所朝日庁舎 会議室B

○出席者氏名：

（審議会委員）北野幸樹、森真理恵、吉野寛、石渡肇、杉山孝、
三上和俊、近藤忍、竹内伸江、
永重素男（太田裕介代理）、清水一太朗、河原林裕

（木更津市）都市整備部 吉田部長、兵藤次長

都市政策課 松下課長、上野係長、山本係長、鹿島主任技師

（庶務）都市政策課 二宮主査、手島主任主事、花澤技師

○議題及び公開非公開の別：全て公開

報告事項

（1）木更津市立地適正化計画の変更について

（2）市街化調整区域において開発が可能となる連たん区域の明確化について

○傍聴人の数：0名

○会議内容

司会（上野係長） 定刻となりましたので、これより、第119回木更津市都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、本日の審議会でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大がいまだ懸念されている中で開催することから、「ウェブ会議」としております。皆様の画面越しに、出席委員の顔は、ご確認できますでしょうか？よろしいでしょうか？議事進行後の発言の際は、会長がご指名の後、庶務の方で、発言する委員のミュートを解除しますので、画面に「ミュート解除を求めています」と表示されましたら、了承ボタンを押したうえで、ご発言願います。慣れている方は、会長ご指名の後、ご自分でミュート解除して発言していただいても問題ありません。さて、本会議は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により公開となりますが、本日の傍聴者はありません。はじめに、吉田部長からご挨拶を申し上げます。

吉田部長

皆さん、こんにちは。都市整備部長の吉田でございます。本来であれば渡辺市長がご挨拶申し上げますところでございますが、出席がかないませんので、私からご挨拶をさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、都市計画審議会にご出席・ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃より、本市の良好な都市計画の推進はもとより、市政各般にわたり、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、本市では、少子高齢化社会に対応した「持続可能なコンパクトなまちづくり」を推進するため、図書館や中規模ホールなどの誘導施設を都市機能誘導区域に誘導・維持するとして「木更津市立地適正化計画」を令和3年に作成

したところでございます。その後、上位の計画である「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」及び「同基本計画」において、吾妻公園に、図書館や中規模ホールなどの都市機能を立地させることを決定したことから、これに合わせ「立地適正化計画」を変更することと致しましたので、その内容について、ご報告させていただきます。その他、市街化調整区域において、開発が可能となる連たん区域の明確化についても、ご報告させていただきます。詳細につきましては、後ほど、担当課より、ご説明させていただきますが、委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく お願いいたします。

司会（上野係長） ありがとうございます。本日の審議会でございますが、13名の委員の内、池田委員、宮田委員が所要のため欠席しており、出席者は11名となっております。なお、木更津警察署長の太田委員が所要のため、代理として警務課の永重課長にご出席いただいております。出席委員の内、北野会長、竹内委員、の2名は、別会場からの出席となり、森委員、吉野委員、石渡委員、杉山委員、三上委員、近藤委員、永重課長、清水委員、河原林委員の9名は市役所からの出席となります。次に、職員等を紹介いたします。都市整備部長の吉田でございます。都市整備部次長の兵藤でございます。都市政策課長の松下でございます。他、説明者・庶務の職員が数名控えておりますので、会場の皆様におかれましては、機器の使用方法など、お困りの際は会議の途中でもかまいませんので、挙手をするなどしてお申し出ください、職員がサポートいたします。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。次第から始まり報告事項1の資料が6枚目に右上に資料1と書かれた1枚と、次に資料2としてホッチキス止めA4横の全14頁の資料が1つ、次に資料3がホッチキス止め資料が1つ、最後が報告事項2の資料が右上に資料と書かれ、地図などを含めた5枚です。データをご覧の方は、表紙と地図を合わせて9つのファイルとしております。

それでは、議事に入ります。本審議会は、木更津市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。北野会長よろしくお願いいたします。

議長（北野会長） 委員の皆様、本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、早速始めさせていただきます。本日の出席委員は、委員定数13名のうち11名で、2分の1以上が出席しておりますので、木更津市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議は成立しております。はじめに、木更津市都市計画審議会会議運営要領第6条の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人については、石渡委員にお願いできますでしょうか。

— (石渡委員 承諾) —

ありがとうございます。よろしくお願いします。では、これより議事に入ります。

本日は、諮問案件は無く、報告が2件となっています。ご質問は、その都度、お伺いいたします。はじめに、「木更津市立地適正化計画の変更について」担当課から、説明をお願いします。

上野係長

都市政策課の上野と申します。私からは、「木更津市立地適正化計画の変更について」ご説明させていただきます。6枚目の右上に資料1と記載された1頁をご覧ください。1段落目は、これまでの状況が記載されております。概要としましては、少子高齢化社会に対応した歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進するため、図書館や中規模ホールなどの誘導施設を都市機能誘導区域に誘導・維持することとした「木更津市立地適正化計画」を令和3年5月に公表しました。2段落目の記載では、その後、上位の計画である「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」及び「同基本計画」において、吾妻公園に、図書館や中規模ホールなどの都市機能を立地させることを決定したことから、下の図にありますとおり、吾妻公園を青枠で示した都市機能誘導区域に編入するよう変更しようとするものです。その他としまして、令和4年度に行った、立地適正化計画の変更において、災害リスクが高いエリアを居住誘導区域等から除外しましたが、除外したエリアを文言で示しただけでしたので、今回の変更にあわせ具体的な場所が容易に確認できるよう計画図に反映しました。1頁目の図の下側に旗揚げしていますが、矢那川沿いの除外したエリアを、図に反映しました。それらが具体的に現在の計画がどのように変更するのかA4横の資料2、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の1頁では、令和4年度に行った、立地適正化計画の変更において、別冊で策定した「地区別防災指針」の関係などをわかりやすく記載しました。具体には青で記載された下に文言を追加したものです。次の2頁は、同様に令和4年度に除外した家屋倒壊等氾濫想定区域について、図で示したとともに、図を追加したことにより図面番号をずらしました。次の3頁をご覧ください。別冊で策定した「木更津市地区別防災指針」について、時点修正いたしました。次の4頁、5頁につきましては、家屋倒壊等氾濫想定区域を除外したことについて、文言のみの記載だったため、図面として追加するとともに、除外した人口や面積も修正いたしました。例としましては、5頁の右側の注意書き1に「家屋倒壊等氾濫想定区域は、居住誘導区域外として扱う」と以前は、この文言のみの記載してあるものを同じく5頁左側に除外した区域、矢那川沿いの青着色のとおり、表示いたしました。6頁をご覧ください。こちらは、当初作成した計画の面積や人口のうち、エリアから除外されていた土砂災害危険箇所について、面積や人口に反映されていなかったため、今回、修正いたしました。その下は、防災指針の作成や内容について時

点修正いたしました。次の7頁をご覧ください。上位の計画であります「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」等において、吾妻公園に設置する、ホール・図書館・中央公民館を備えた複合施設を文化芸術施設としていることから、あわせて変更いたしました。次の8頁から10頁までは、先ほど説明した居住誘導区域と同様に家屋倒壊等氾濫想定区域を図示し面積等を修正したものでございます。次の11頁、12頁につきましても先ほどの文化芸術施設として整理したものでございます。次の13頁をご覧ください。こちらは、コンパクトシティを進めるにあたって市の施策でございます。先ほどの文化芸術施設など、施策を時点修正したものでございます。次の14頁をご覧ください。令和4年度に除外したエリアの人口などを今回修正するとともに、目標値も現状値の減少にあわせて変更いたしました。次の資料3につきましては、先ほど説明した変更がされた計画案でございます。新旧対照表で説明したので、割愛させていただきます。最後に資料が前後して申し訳ございませんが、資料1の2頁目をご覧ください。今後の予定でございます。本審議会の後、市議会定例会で説明し、12月から1か月意見公募を経て、2月の本審議会で諮問を予定しております。私からの説明は、以上でございます。

議長（北野会長） 今ご説明をいただきました内容につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。三上委員お願いいたします。

三上委員 家屋倒壊等氾濫想定区域について、川幅はありますけども、川に沿った地域が危険区域と考えるのが普通ではないかと思いますが、いかがでしょうか。矢那川の氾濫区域において、どの地域や地区までが危険区域として判断されるのか、そういったことを想定してないのか、川が氾濫し危険だということなのか、ご説明いただきたいと思います。

議長（北野会長） 担当課、お願いします。

松下課長 今のご質問に対してお答えさせていただきます。資料1の1頁をご覧ください。図の下の凡例をご覧ください。凡例の左下、濃い青色が家屋倒壊等氾濫想定区域の矢那川を表しております。その1つ上の凡例をご覧くださいと、薄い水色が矢那川と表示されております。これを上の図と見比べていただき、薄い水色の凡例で言う矢那川部分については、川のエリア部分を表しています。そして、川の北側と南側で、一部、土地が削られてしまう可能性がある部分を、濃い青色で家屋倒壊等氾濫想定区域として表示をさせていただいております。今回、都市機能誘導区域、居住誘導区域から除こうとしている家屋倒壊等氾濫想定区域については、川の区域ではなく、その両側の道路や宅地の部分であるということでご理解いただければと思います、以上でございます。

議長（北野会長） ありがとうございます。三上委員いかがでしょうか。

三上委員 そうすると、都市計画で沿道サービスエリアという、その道路から幅何メートルが、その沿道サービス地域に供するということになります。この家屋倒壊等氾濫想定区域というのは道路だけなのか、住宅の皆さんが、自分のところは危ないのか低いのか、河岸が危険だからここが危ない、といった認識があまり無さそうな感じがしますが、その辺はどういった説明をするのでしょうか。

議長（北野会長） 担当課、お願いします。

松下課長 家屋倒壊等氾濫想定区域のエリアについては、資料1の2頁の上、【その他】に記述していますとおり、昨年度、こちらを除外するという事で、手続きをさせていただきましたが、図面への表示がしておりませんでしたことから、今回の変更に合わせてこの表示をさせていただくものでございまして、今回の立地適正化計画の変更の中で新たに定めるものではございません。また、こちらのエリアにつきましては、「防災ハザードマップ」として、紙の冊子やウェブ上で既に公表しておりまして、沿道エリアのように、川の端から何メートルという形で指定したものではありません、以上になります。

三上委員 その方々への周知や、その方々が認識しているというのは本人が一番分かっていると思いますが、行政とともにその情報は、共有しているのかどうか、それから、その指定をされるとその改善について、行政が何か手だてをしてくれるのかどうか、確認させていただきたい、いかがでしょうか。

議長（北野会長） 担当課、お願いします。

松下課長 昨年度、「防災指針」を都市整備部だけではなく、総務部の危機管理課とともに策定をし、「防災ハザードマップ」については全戸配布させていただいており、そのような形で市民の方への周知をさせていただいております。河岸の改善などについては、特段今の時点で何らかの手だてをするということはありませんが、災害等が起きた際には、こういう危険なエリアですので、早く逃げて下さいだとか、そういう形で防災指針の中では、記述し取りまとめをさせていただいている状況でございます、以上でございます。

議長（北野会長） はい、ありがとうございます。それではその他に何かご質問等ございますでしょうか。特にないようであれば、今の報告についてはここまでとさせていただきます。

それでは続きまして、次の報告の「市街化調整区域において開発が可能となる連たん区域の明確化について」担当課より説明をお願いいたします。

山本係長 都市政策課開発審査係の山本と申します。よろしくお願いします。私からは、議事2「市街化調整区域において開発が可能となる連たん区域の明確化」について内容を説明いたします。資料の最後についております、関係法令一覧をご覧ください。Zoomの方は本日、追加資料でメールにて送らせていただいております。木更津市は全域が都市計画区域であり、市街化を進める市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域になっています。市街化調整

区域では原則、開発と建築は禁止されていますが、都市計画法第33条の技術基準と第34条の立地基準を満たすものについて許可をしています。都市計画法第34条の立地基準は1号から14号まであり、市街化調整区域で開発、建築をするためには、いずれかに該当しなければ許可されません。各号ではそれぞれ条件がありますので、その条件に合致している必要がありますが、例えば1号では、日用品を販売する店舗や老人ホームなどの社会福祉施設、9号では、コンビニやガソリンスタンドの開発や建築ができます。今回はこの立地基準のうちのひとつである第11号を改正するものです。第11号の内容は、市街化区域に近隣接する地域のうち条例で指定する区域において、条例で指定する周辺環境の保全上支障がある用途に該当しない建築物の建築等を目的とする開発行為とされています。それでは右上に「資料」と書かれているタイトルが「都市計画法第34条第11号の改正について」をご覧ください。「3. 改正内容」についてご説明します。第11号の区域は市の条例で「市街化区域から700mの範囲について、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している区域として半径150mの範囲内に40以上の建築物が連たんしている区域（ただし、半径150mの範囲が市街化区域と市街化調整区域にまたがる場合は、40のうち市街化調整区域に20以上が連たんしている区域）」と文言で指定しています。この文言で指定された範囲を図面上に明確に示し、文言による指定ではなく、「図面により指定した区域」とするのが今回の改正内容です。今回の改正内容を図面で説明いたします。今ご覧いただいている資料の次にあります、右上に「1」と書かれた「11号条例区域図（案）」A3の図面をご覧ください。市街化区域は黄色で示した範囲です。市の条例で指定されている市街化区域から700mの範囲は、太枠赤線で囲まれた範囲と青で示された範囲です。市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している区域として半径150mの範囲内に40以上の建築物が連たんしている範囲は太枠赤線で囲まれた範囲で示しており、条例の改正後は、この太枠赤線で囲まれた範囲が指定する区域となります。ただし、太枠赤線で囲まれた範囲であっても「災害危険区域等」であり、建築ができない場所については、条文の文言により指定区域から除外します。続きまして、今回条例を改正する理由を説明いたします。右上に「資料」と書かれている「都市計画法第34条第11号の改正について」を再度ご覧ください。木更津市条例で定められた市街化調整区域で主に住宅の開発や建築が可能となる都市計画法第34条第11号の区域は、文言により指定されているので、11号で許可された土地に住宅等が建築されると、隣接する開発の際に建築された住宅を連たんの数に加えることができるため、新たな開発が徐々に進み、「にじみ出し」による都市の急速な発展により市街化が無秩序、無計画にひろがっていくこと（スプロール化）が懸念されるためです。裏面をご覧ください。図で説明いたします。現行は上の図になります。まず、

11号の要件で市街化区域に隣接する①で許可を受け開発を行い、住宅等が建築されると、②で開発を行う際に①で建築された住宅等の一部を40の連たんの数にとりこむことができるため、市街化区域から700mの範囲までは徐々に開発が進み、ひろがっていきます。改正後は下の図になりますが、太線で示すように区域を図面で明確に指定するため、区域外の開発は許可されず、開発がひろがっていくことはありません。今回の改正内容である「条例区域を図面等で明確化すること」については、令和3年4月1日付けで国土交通省から発出された技術的助言の中に記述されています。この改正をしない場合は、都市構造再編集集中支援事業費補助交付金の交付要綱において

「市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村」は交付対象から除かれており、当該交付金を活用できないこととなります。表面に戻りまして、「5. 条例の施行日」について説明いたします。改正条例の公布は令和6年6月1日を予定していますが、条例の周知期間等も必要であると考え、条例の施行は1年後の令和7年6月1日を予定しています。今後のスケジュールですが、令和5年12月の市議会で条例改正の概要を説明し、令和5年3月の市議会で意見公募の説明をします。令和5年3月から令和6年4月に意見公募を行い、都市計画審議会で報告をします。令和6年6月の市議会で条例の審議を行い、令和6年6月、条例の公布、令和7年6月条例の施行を予定しています。以上で説明を終わります。

議長（北野会長） 今ご説明をいただきました内容に関しまして、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

近藤委員 まず区域を図化する背景を確認したいのですが、これを図化しない自治体は交付金の活用ができないということですが、具体的にその交付金というのが、本市においてどれぐらいの額と想定されており、この図化をしないことによって生じるデメリットはどれぐらいと想定されているのでしょうか。また、その金額が計算されているようであればお示しいただきたいと思います。

議長（北野会長） 担当課、お願いします。

上野係長 都市政策課の上野でございます。市役所の新庁舎を整備するに当たり、複合施設としまして、多目的ホール、地域交流センター、コワーキングスペース等の設計や内装費用につきまして、約2億円の半分の1億円がもらえる予定でございました。現在、事業者の都合により計画が白紙になり、交付金の予定はなくなりましたが、また似たような計画が立ち上がりましたら費用の半分がいただけるものと思われます。なお、この補助金が無い場合、他の補助金について、似たようなものを探せばもしかしたらあるかもしれませんが、そちらだと割合が50%ではなく40%となる場合もあり、集中支援につきましては、県単位で要望した額に対して、2年前までは100%ついておりましたが、それが半分ほどしかつかないのではないかとされておりまして、

損失については具体的な数字を言えませんが、今の状況としてはそのようなところでございます、以上でございます。

近藤委員　つまり、現在具体的な計画がないので、今すぐやらなければならない直接的な損失はないけれど、似たようなことを今後行った場合に、額は未定であるが、幾ばくかの損失が生じる可能性があるので、今のうちに変えたいという提案だということによろしいでしょうか。

議長（北野会長）　担当課、お願いします。

松下課長　そのとおりでございます。

議長（北野会長）　近藤委員、お願いします。

近藤委員　背景は分かりましたが、今回いただいた図面の中でわかりやすく言うと、青や赤で着色しているところは700m範疇に入っているけれども、要は今後、申請された時にはこの区域以外は認めないという趣旨だということでしょうか。

議長（北野会長）　担当課、お願いします。

松下課長　既に11号条例を定めており、700m以内の赤の区域でなければ許可が得られないとされておりますので、今現在もそうですし、今回見直しをしようとしているものも委員が仰ったとおりの解釈で結構でございます、以上でございます。

議長（北野会長）　近藤委員、お願いします。

近藤委員　赤の区域は、基本的には150m以内に40軒または市街化区域が入って、許可されている部分で、青の区域はそうではないということの説明だとは思いますが、実際に私の居住しているような周辺では、この青の範疇で、近年開発が認められている事例が結構あり、実際に現在開発が許可され進められているところが、今後、許可対象外となることについて、なかなか理解できない部分があるのが一つと、あと境界を一般の道路で区分しているのですが、その道路の向こう側とこっち側とで明確な違いがなく、道路がたまたま尖っているがために全く家が無いところで赤の区域になっているけれども、逆にそうではないところで、青の区域になっているため、境界線の位置が非常に分かりにくいです。また、さらに言うと、赤の区域で、11号条例上はOKであるけれども、農地法の農振農用地に指定されていて、実は開発許可を認められないけれども、赤の区域になっているだとか、11号条例上の対応にはなっていないかもしれないかもしれませんが、この図面だけで家を建てられる判断ができないのでは、また別の物、農業振興地域図などと突き合わせなければならなくなり、この図単体での判断ができないことから、的確な状況ではないのではないかと私は思います。現に、青の区域で、今年度、前年度中に開発を認めている事例があります。それは所管課としては把握されていますか。

山本係長　数件はそういった事例があることは認識しています。先ほど委員が仰られたとおり、道水路で開発区域、今回の指定区域を境にしていますので、考え

方としては、条件を満たす土地が街区の半分以上の場合は区域に取り込んでおりますし、半分に満たない場所につきましては、区域から外すような処理をしております、以上でございます。

議長（北野会長） 近藤委員、お願いします。

近藤委員 つまり、現に開発を認められている地域がありながら、そこが今後は駄目だということになりますと、その開発を認められた地域に挟まれたところが、認められないというのは、公平さを非常に害するような事態が起きるような感じがします。そもそも今回お示しいただいた照査が甘いのではないかと思います。つまりこの図でこのまま都市計画審議会で、これで認めてくださいという場合において、認め難いと思います。現在、開発を認められているものの間に挟まれたところは、今後、認めないということで、今回これを提案しているということでよろしいでしょうか。

議長（北野会長） 担当課、お願いします。

松下課長 こちらの案で今後手続きを進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（北野会長） 三上委員、お願いします。

三上委員 私はこれには絶対反対です。近藤委員の言われるとおり、4頁の富来田の地図を見ていただきたいと思います。久留里線が走っている西側は、農振農用地です。農振農用地ではないところでも、1種農地というのがあります。1種農地ですと、農振農用地と同じ扱いになります。ですので、何も建てられません。それなのに赤になっており、富来田地区でも建てられるということですけど、農振農用地または1種農地なのでここは全くできません、実際建築できないエリアが、この図面単独では立地可能に見えるというのが、反対の理由です。それから、富来田地区は都市計画区域に編入されてから30年近くなるのですが、都市施設が何も整備されていません。整備されていますのは圏央道の国がやっている所と、国道41.0号の県がやってくれる所だけで、木更津市が施行した都市計画道路はございません。そのような背景の中、富来田地区では、これから市街化区域を有効活用していくために市と協議している最中のため、こんな提案をされてしまうのは、朝令暮改に等しく憤慨極まりないです。それから、近藤委員の意見のとおり、各地区色々あると思います。それを国に付度して、現在確実に実施が決まっていない交付金がもらえない可能性があるからということですが、我々の地域が犠牲になることは絶対反対です。ですから、地域ごとに判断してもらい、全く駄目でしたら、国がいけないと言うでしょうけど、反対するところがあつたら、そこを除いて図示化し、国と協議するぐらいのことをやっていただくのが都市整備部としての仕事だと思います、私の考えは以上です。

議長（北野会長） 担当課、お願いします。

松下課長

先ほどの繰返しになってしまいますが、こちらの11号条例につきましては既に条例として定めて運用はさせていただいているところでございまして、条例の中で、言葉で表しているものを図示する、というところでございますので、特段ここで見直しを図るというものであるとは、私どもとしては思っていないところでございます。先ほど朝令暮改とのご指摘がございましたけれども、特段何かを変更するものではございません。さらに、冒頭お話のあった農振農用地や1種農地につきましては、こちらの図面でご指摘いただいたように、久留里線の西側の区域については、田んぼを面的に入れておりますので、確かに、ここは実際含まれていますけれども、他の法令の中で、農振農用地或いは1種農地に指定されていれば、実際開発はできないというところは、そのとおりですけれども、その部分は、他法令の問題でもあるというところもありまして、今回の図化のところからは省略といいますか、反映はしていないものでございます。あとは、三上委員もご承知していただいていると思いますけれども、先ほどのご説明の中で少し情報が漏れていたもので、補足をさせていただきます。確かに、富来田地区では、市が直接投資する都市施設の整備については、なかなか進んでいないのが現状でございますが、1点、この図面の左下に、圏央道から出てくる木更津東インターが、南北方向に結ぶ410号と丁字交差したところから、東側の市街化区域、黄色の区域に向けて都市計画道路がございまして、今こちらの都市計画道路を事業化するために、詳細設計等を行い、整備を進めようとしている状況にあるところは、一つ、皆さんと共有させていただければと思います、以上でございます。

三上委員

国道410号のバイパスから旧市街地を結ぶ道路は、富来田地区を都市計画に編入した時の唯一の理由です。それを30年経過した今でも都市施設の整備をやっていません。ぜひ早くやってくださいという願いをずっとし続けて、平成28年からやっと設計に入ったわけです。そういう状況の中で、余りにも朝令暮改で、年数がかかり過ぎています。だから30年経って市街化区域内の農地を見直すことが今盛んに行われています。生産緑地の見直しだって30年でどうだというと、そういうようなのが朝令暮改で、30年、或いは10年ぐらいが、まちづくりの一つのスパンだと思います。まちづくりマスタープランは大体10年ぐらいが一つ区切りです。だから、それぐらいのスパンの中で皆さんが長い目で、何かを施策を展開してくれなければ、住民が追っかけていけません。自分の財産をどういうふうに活用していこうかというのは、はいわかりましたと言ってすぐ明日できるものじゃありません。だから、そういうことを考えると、近藤委員が言われているように、この間までよかったものがなぜ今やろうと思ったところができなくなってしまうという人もいますわけですので、これはもう少し、さっき私が言ったように、農振農用地並びに1種農地、或いは他の規制があるところを図面に落とし込

んで、もっとじっくり一目瞭然の一つのマップにしてください。別に国に付度しなくたっていいじゃないですか、付度するのであれば富来田地区は抜かしてください、それで付度してください、お願いします。

議長（北野会長） 担当課、お願いします。

松下課長 今後、木更津市全体のまちづくりを考えるにあたって、一つの方針としては先ほど三上委員のご説明の中でも、マスタープランのお話がありましたが、市のマスタープランの中でも、コンパクトなまちづくりを進めていきたいと思います。ということで、平成28年に改定したマスタープランの中ではそのような形で文言の記載をさせていただいております。そして、今日の報告事項の1点目、令和3年に策定した立地適正化計画の中でも、コンパクトなまちづくりをしていこうと記載しております。そういった考えの中で、市街化調整区域につきましても、冒頭係長の山本からご説明申し上げましたとおり、スプロール化が進まないような形で、今回、図化をさせていただき、今後、じわじわと拡大することがないように、この線を決めさせていただくということでやっておりますので、その考え方がコロコロ変わっているわけではございません。また国の考えや国に対して付度をしているものでもないというところは、申し述べさせていただきたいと思います、以上でございます。

三上委員 私だけが発言しておりますが、他の委員の方々の意見も伺いたく、私は、時期尚早と思いますが、このスプロール化や、都市の急速な発展により市街化が無秩序無計画に広がっていくというのは、これはそういう地区もあると思いますが、富来田地区はスプロール化じゃなくて人口減で8,000人が5,000人になってしまっています。何かの形で新しい人たちが住んでもらえなくちゃいけないようなところを、どんどん作って提供していかなくちゃいけないと思います。まさしく午前中の総務委員会で、木更津市政の中で定住人口増を、財政課や企画課がどういうふうに考えているのかということ、近藤委員が言われましたけど、都市政策課は、そういう観点でこれをどう見ているのか、ただ国から1億円2億円もらうためにこんなことをやって、木を見て山を見てないのではないかと、あなたたちが2億円と言えば、全てが動くと思ったらいけないでしょう、子供たちの教育関係はそうでしょう、全てにもっと真剣に取り組まないと、そのうちぐちゃぐちゃになってしまいます。ということで、時期尚早だと思います。他の方に発言をしていただきたいと思います。

議長（北野会長） 一度私から整理をさせていただきます。貴重なご意見をいただいているところですが、まず論点を整理させていただくと、今回の図示に関しては、理念からすると、これまでの文言で表現されていたもの、今まで曖昧だったものをしっかりと図化しましょう、というところが根本にあるところが一つ整理です。その中で、これまでの文言であると、半径150mの範囲で40戸連たんというところがにじみ出していくと、これは単純に言うと永

遠ににじみ出していくわけですが、そんなことは多分人口減少社会の中で起こらないですけども、いわゆるそういった文言で明確に示されていない、もしくは曖昧模糊としていたところを、国としてはしっかりと明示しましょう、要はルール付けをちゃんとしましょう、というところが多分根本にあるところで、それをルールに従って今回、出てきたものが図示されたものというところの認識は、共通だと思います。ただ、三上委員が仰られたように、この中には、農振農用地や、1種農地が含まれていたりするというのは、道の境界で切っているのです、そのような齟齬があるところは、明確に本来はすべきではないかというところはあるかと思いますが。もう1点は、近藤委員からのご発言があったように、現状、開発が行われているというところが、この赤の範囲には入らないというような齟齬があるといったところを、今後どう扱うのかということのご意見をいただいていると私は認識しています。その中で、私が今考えていることをお伝えさせていただくと、木更津市は、全体として考えた時に、幸いにして人口がまだ減少に入っていません、とはいうものの、これから先、間違いなく2050年には人口が9,000万人ほどに減っていくと予測もある中で、ずっと人口が増えていくわけではない中で、上位計画である木更津市の都市計画マスタープラン等々の中では、コンパクト化をしていきたいと思いますということ、まちづくり3法の改正の中で、中心市街地の活性化等々の中での定住人口の増加等々の施策の中で、木更津市全体の大きな枠組みとして考えていった時には、やはり何がしかの、これまでの1,1号の規定にもあるように、やはり人口が増えるから、何でもどこでも市街化になるよということは、ある程度整理をする必要があるかと思えますし、先ほど定住人口の増加というお話もありましたけども、幸いにして木更津市は郊外に行くと自然環境に恵まれているながら、都心まで近い環境にあるという、非常に有利な居住環境を持っています、昨今は、コロナ禍でもありますし、都市近郊の非常に環境がいいところに定住を求めて移住する、もしくはある一定期間移住するという人が増えている現況がある中で、実はもっとマクロな視点で見ると、今の農、それから自然環境、それから都市環境に近い場所で、今の環境を維持しながら、いわゆる恵まれた自然環境を維持しながら定住環境をどう守っていくか、どう定住人口を減らさないでいくかというような提案をする制度も創設されているところです。必ずしも、これが全国的に上手くいっているかどうかというのは議論が分かれるところでありますけれども、自ら計画をする可能性も秘めている、そうなってくると、例えば木更津市のようなところであれば、積極的に都市計画提案制度を使う枠組み等々がマスタープランの中には、本当は入れ込まれていながら、自らの提案で、居住環境を維持しながら定住をする、都市環境も維持できていくというようなことも含めた、もう少し大きな枠組みで未来を捉えていく必要もあるかと、皆さんの意見を聞いていると思うところです。その中で、

この図示化するということのメリットデメリットというのは、それぞれあるかと思うところですが、何か上位計画のマスタープランとともに実際のこういった制度を運用していく時に、もう少し大きな視点の中で整理をしながら、11号の改正を的確に盛り込んでいく必要があるかと思っていますところ。他の委員の方々にも、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。河原林委員、お願いします。

河原林委員 河原林ですよろしくお願いします。質問が2点と、ご意見をとっています。まず、11号を図示した金田地区の市街化区域に隣接したところで、1ヶ所、市街化区域と離れた形で、隣接と近接というのが両方とも入っているので、法的にはこれで良いのかもしれませんが、この海岸部分は市街化区域と離れた形で、今回11号に指定しようとしているので、ここだけが特異かと思うので、これはどうしてかということのご説明をいただきたいと思います。それからもう1つ、法律では、1号から14号までの要件を満たせば、市街化調整区域の中でも許可が得られるという中で、今回はこの11号以外は、この区域以外はもう開発しないというその根拠は何かということ、要するに、1号から14号までの他の号に該当すれば、それは許可されることになるのではないかと私は思いますが、改正後のスプロール化のイメージの下の図に書かれている、「開発は許可されない」、これはどういうことかということが質問です。それと意見ですが、こういった図示をした時に、ある程度の期間で見直しというのはどうしても必要だと思います。木更津市の条例の中には、今までは文言だったので、あまりはつきりしていなかったということですけど、この区域を図示してしまうと、10年、20年、30年、40年残る可能性があるんで、それをある一定の期間でしっかりと見直すなり、審議するなり、条例の中でやはりきちんと位置付けが必要だと思います。それこそ人口が減っているところもずっと市街化区域というような位置付けで、市は対応するのかということになると思うので、そこを上手く条例に入れていただきたいと思いますところ、以上です。

議長（北野会長） 担当課、お願いいたします。

松下課長 ご意見ありがとうございます。まず2つご質問いただきましたので、そちらについてお答えいたします。配布資料の関係法令一覧の34条、こちらの資料をご覧ください。先ほど山本からご説明させていただいた条文が載っているものです。2頁の漢数字の十一と太字で表示しております、こちらが本日議題として掲げさせていただいている11号の部分になります。先ほど河原林委員に、隣接近接と条文に書いてあると仰っていただいたのがまさにこの1行目の冒頭のところで、「市街化区域に隣接し、又は近接し、」、法的にはこの表現になっています。この行の下3行目以降の、「都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあっては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の

区域内において行う開発行為」とあります、こちらの権限については法律の
つくりとしては都道府県が条例をつくり許可をするというものですが、木更
津市については、千葉県からその権限を受けて、木更津市がこの条例を作っ
ております。条例でどう書いてあるかにつきましては、3頁の上から7行目
に、「木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例」
でうたっています。こちらの第3条(1)の2行目の最後に、「700メー
トルの範囲内に存するもの」という記述があります。こちらの700メー
トルの範囲内というのが、先ほどご覧いただいていた図面でいうところの青色
を指しています。この条例でいう700メートルが、法律で言うところの、
34条11号の「隣接し、又は近接し、」について、木更津市条例では「7
00メートルの区域内」ということを整理させていただいております。です
ので、1つ目の質問の回答といたしましては、市街化区域に接していなくても、
市街化区域の端から700メートルの区域内であればというところの解
釈で、市街化区域に接していない赤のエリアが存在するというところで、ご理
解いただければと思います。

2点目のご質問については、1号から10号まで、そして12号から14号
までに該当したものの取り扱いにつきましては、それぞれに該当すれば許可
になります。本日ご説明申し上げていますのは、11号で、条例として文言
で記載させていただいた部分を図化させていただくというところでごさいま
して、ほかの1号から14号、こちらの許可がなくなるというところではご
ざいせん。説明の仕方が悪くて申し訳ございませんでした。誤解が生まれ
たのであれば、そこは訂正をさせていただきます。こちらの、今ご覧いただ
いている都市計画法の第34条1号から10号まで、そして、12号から1
4号までについては、これまでと同様、引き続き許可の対象となります。1
1号につきましては、今現在、条例の文言で規制している部分については、
今日ご説明させていただいた図面で読みかえるという形の改正をさせていた
だきたい、2点目のご質問に対する説明は以上になります。

そして最後にいただいたご意見につきましては、私ども、今日に至るまで、
この条例の文言というものは、まだそんなに深く検討しておりませんでした
ので、このいただいたご意見と合わせて、今後、実際に条例の文言や図化を
どうしていくのかというところの中で、整理をさせていただきたいと思っ
ております、以上でございます。

河原林委員 ご説明ありがとうございました。私がお聞きしたいのは、他の全ては、市
街化区域に隣接する形で指定しているのに、金田地区のところだけ離れたと
ころを指定するというところの整合性や、特別の理由というのがあるのかど
うかということです。指定する区域が離れてしまっているとまた別の形での
開発が進んでいく可能性があるのでは、どうなのでしょうかとということです。

それと2番目の質問のスプロール化の話で、他の区域の開発は許可されないのかというのは、資料の「にじみ出しによるスプロール化のイメージ」の、改正後の、「区域外の開発は許可されない」と書かれています。これは11号に該当する場合ということであれば、そういったことを明確にしていかなないと、これは今後3.4条の1号から14号全部を含めて、もう開発はこの区域以外全部できないと、市街化調整区域にとっては開発できないように説明上見えてしまうので、ここはきちんと修正していただく必要があるかと思います。今のご説明と少し齟齬がありましたので、お願いしたいと思います。以上です、ありがとうございます。

議長（北野会長） 担当課、お願いいたします。

松下課長 今、2点目にご指摘いただいた資料の件は申し訳ございませんでした。不明瞭な表現で誤解を与えた部分があると思います。そこについては適切に伝わる内容へ修正が必要だと思いますので、また今後、ご説明申し上げる際には、正確な表現で記載をさせていただきます。

1つ目の図面の件ですが、河原林委員からご指摘いただいたように、市街化区域に接していない赤のエリアについて、金田西地区の一部だけがご指摘の場所になっているのは確かでございます。何でもここだけ拾っているのかということについては、700メートルの区域内で、なおかつ半径150メートルの範囲内に40戸連たんが生じている箇所というものを拾った時に、ここが既に40戸連たん拾えるというところで、ここを今回図化のエリアに含めたというところでございまして、特例でここだけを入れたというものではございません、以上でございます。

議長（北野会長） そうすると、にじみ出しによるスプロール化のイメージ図の中の丸で書いてあるものの説明は、河原林委員が仰るとおり、少し齟齬があるのではと思います。要は、近接がここには含まれていないので、模式図や概念図として表すのはもちろんいいかと思いますが、先にこのイメージ図を見てしまうと、今河原林委員が仰ったような齟齬がイメージとして持ってしまうというところがあるので、イメージ図はすごく大事なので、大事だからこそ、適切な表現は求められると思っています。例えば、今のこの11号をマップ上に落とし込んだものというのは、時間の流れの中で当然変化をします、家屋の連たんが増える可能性もあれば、減っていく可能性もあるという中で、11号の指定するエリアというものが、時間の流れで変わる場合に、どのように見直しをするか、都市計画マスタープランでも見直しを当然かけています、その中でこの見直しをどうするかというのは、担当課からもご説明がありましたけれども、条例改正までに検討していくということでもあります。そういった中で考えていくと、このマップが未来永劫変わらないということは当然ないわけで、常に見直しがかかっていくという前提で考えると、木更津市の条例の開発行為等の基準に関する条例での文言を図示している現状として、

既存集落として図示しているものとしては、間違いがなければ、これが正しい表現なのかとは思いますが、その辺りも含めて、今作られている図示とそれから条例としての文言という中で、正しく表現していけるのであれば、こういう図示のものが、国が求めている明確化ということに対する、1つの正しい取り組みだとも捉えられるかとは思っているところですが、委員の方々はご意見としては何か他にございますでしょうか。

河原林委員、お願いします。

河原林委員 北野先生も仰られたように、やはり市街化区域に隣接している部分で、11号の規定をするからこそ、コンパクトなまちづくりができるのではないかと私は思います。市街化区域から離れた所が、どんどん開発できる場所として出てきたら、コンパクトなまちづくりにならなくなりますし、中核施設もない所で、どんどん家が建つということが無秩序に行われたらどうするのかということになります。それから、もう1つ前の立地適正化計画のところでも、少し話がありましたが、結構空き家が多いのでどうするのかということも今後非常に重要な課題になってくると思いますので、その辺りについて木更津市としては、やはり空き家を上手く利用して、リノベーションをしていくような計画も別に立てないと、それこそ中心街が空洞化してしまい、年齢的なところもあつたらすぐそれが起こりやすいです、また、今、団地のような古いニュータウンでは、同じ世代の人たちが、同じように年を取ってそのままという形がすごく起こっていると思います。だから、そういったところへの対応や、単に図示することもいいと思いますが、それ以外に、本当に木更津市民、木更津市に対して、していただくべきことは他にもあると思いますので、ぜひそういったことも計画に入れていただければと思います。

以上です、ありがとうございます。

議長（北野会長） 三上委員、お願いします。

三上委員 木更津市のコンパクトシティというのは、この木更津市に住んでいる人が集まってくるかということ、実情はそうではなく、半分が都内から来ている人で、新しく木更津市の住民になっている。だから、コンパクトシティというのは名ばかりで、本来であれば、地方にいる人たちが、家を廃止して、市街地に集まり、平面的なものが立体的なものになり、交通手段も使わないコンパクトなまちというのがコンパクトシティです。しかし、それが言葉だけで、なおかつ、今の木更津市の市街地の中で、そういうことをやろうとしても住民は皆反対しています、それなのになぜ富来田地区や調整区域の人たちが協力しなくてはいけないのでしょうか。補助金がもらえなくなることや、コンパクトシティなまちづくりという言葉だけの話で、農業があるように適材適所と言って、それなりの地域性があるわけです。木更津市は地域性があるのだから、まちづくりでもそういうものを加味した中で、国の政策の波に乗るというのは必要なことですが、それが何もまだ明確になっていないこ

とに付度して先走っていることはおかしすぎると思います。だから、何度も言いますが、農振農用地や防災指針の区域がありましたので、そういうものを全部入れた中で1枚のマップという形で、これからの調整区域の中で、40戸連たんが可能な所というのが一目瞭然で皆に分かりやすい形にしてもらえれば良いと思います。農振農用地だと分からないです。スプロール化が悪いだけではないですが、スプロール化を望んでいるところもあります。だからそういった地域性をきちっと考えてもらわないと、我々は、東京都民ではなく、木更津市に住んでいるので、だから木更津市の今置かれている状況はどういうことなのか、それをもう1回企画課なりに、本当に都市計画するのであれば、そういうところからきちっと落とし込んでいただきたいと思います。

議長（北野会長） 担当課、お願いいたします。

松下課長 はい、ありがとうございます。1つ目で立地適正化計画の話をしていただきました、皆さんのお手元に立地適正化計画の資料があるのでそれを持って少しお話をさせていただきます。資料3の立地適正化計画（案）をご覧ください。こちらの30頁をお開きください。「木更津地区・清川地区・岩根地区」居住誘導区域を表しております。薄いオレンジ色が居住誘導区域になりまして、赤色が土砂災害特別警戒区域、黄色が土砂災害警戒区域、緑色が土砂災害危険箇所を表しており、そして今回追加させていただいた青色が家屋倒壊等氾濫想定区域を表しております。確かに、こういう形で各エリアが入っていた方が一目瞭然というのは最もだと思います。内部の話にはなるのですが、当初は農振農用地の区域が詳細な図面で整理されているのであれば、それを経済部より取得して、この11号条例の見直しの図面に青や赤のエリアのほかに農振農用地の区域を落とす、或いはそこを除いて、赤の区域を設定するなどを考えていたのですが、経済部の方でその辺の資料が整理がされていないというところもございましたので、今回については表示を見送ったのですが、確かにご指摘のとおり、図面でこの色のこの部分が農振農用地で、ここは原則開発ができません、とした方がより親切だと思いますので、その部分を改めて可能かどうか、庁内で検討協議をして参りたいと思います、以上でございます。

議長（北野会長） 三上委員、お願いします。

三上委員 素人に話すのであれならそれでいいですけど、市議員に話をするのであれば、もう少し真面目に答弁してください。木更津市のインターネットに農振農用地の地図は出てきます。整理されていないなんてそんなことは嘘言ったってしょうがないです。マップできちっと出ています。ただ、1種農地と2種農地、3種農地があり、1種農地は農振農用地でなくても同じ扱いになるので、それも落とし込まなくては行けない、だから、そういうものをきちっと一目瞭然で分かるようにしてください。第一、市街化調整区域では、農家

の方々が関係することが多くなるので、自分の財産などについてやはり関係する人たちにきちっと話して、了解を得てやらないと大変なことになると思います。ただ急いで1億円2億円もらうがためにやるのではなく、きちんと山を見なくてはいけないと思います。農振農用地の地図は出てくるので確認してください。

議長（北野会長） 担当課、お願いします。

松下課長 仰っていただいたとおり農振農用地の地図はホームページでもアップしていますし、その図面を当課でも、窓口に来たお客様に見られるように貼ってあります。ただ、この図面については、2万5000分の1の縮尺の地図で概ねのものだということを経済部に確認しております。今後、11号条例の図化の部分については、皆様の正面のホワイトボードに掲載しているのが、2万5000分の1レベルの縮尺になるのですが、こちらだとやはり分かりづらいというところがあるので、極力大きな縮尺で、可能であれば2500分の1の図面に落とし込む作業を考えております。2500分の1の縮尺レベルで表す時に、今の図をそのまま用いてしまうと、好ましくないというところのご説明がありました。少し説明が乱暴で申し訳ございませんでした。そういうところの調整はさせていただき、さらに、今、重ねてお話いただきました、1種農地についても図化が可能なのかどうかというところは、確認して参りたいと思っております。以上でございます。

三上委員 農振農用地、1種農地、2種農地、3種農地は、きちっと台帳があり、地図だけでなく、公図で一筆ずつ分かるものがあります。リストで出ているものを見てないのにもかかわらず、急がなくてもいいということです。

議長（北野会長） 担当課、お願いします。

松下課長 再度、担当課に確認し作業に取り組んで参りたいと思います。

議長（北野会長） 先ほどもお話ししました上位計画等である都市計画マスタープランや、地域地区別構想など、皆さんご承知のとおりだと思いますが、将来、都市計画マスタープランとしてどう地域の合意形成を図りながら、都市計画を円滑に計画していくかということが非常に重要だと思いますし、そういった中で、先ほどの都市計画の提案制度の活用について、やれることはおそらく多々あると思います。このマップが出た時に、市民の方々に、分かりやすい説明ということが求められていくと思いますので、今後これを進めていく中では、適切に情報が全て市民にきちんと伝わる形で、マップ以外の情報提供ということも含めても必要だと思いますので、その辺りも担当課ではご検討いただいて、適切な情報提供を行うことを前提に、進めていただきたいと思います。その他に何かご意見等ございますでしょうか。

近藤委員、お願いします。

近藤委員 今、三上委員が言った農業の所もそうですが、区分として、どうしても道路や水路で区分したいという考えがあると思います。住宅地の裏山をしょっ

ているところで、そこに青道や赤道も無いところだと、一切もれてしまいます。たとえば、南部の波岡地区や請西地区がその形になっていて、明らかにそれなりに人口が密集しているのですが、裏で区分するところがないので、まるで入ってこれていないところが見えますし、先ほど言ったように、農地の扱いの考え方が少し、今回のこの提案の図化のままで、都市計画審議会で審議を行ってしまうのはまだ早いのではないかと思います。前の報告事項（１）が、２月に都市計画審議会の諮問を予定しているということなので、その際に、再度この問題についてはしっかりと整理し直して、出し直していただくということで今日、採決に至らないほうがいいのではないかと私は思いますがいかがでしょうか。

議長（北野会長） 担当課、お願いします。

松下課長 資料「都市計画法第３４条第１１号の改正について」をご覧ください。こちらの一番下のスケジュールで、最終的には令和６年４月に改めてご報告をさせていただく形で、今回は状況の中間報告としており、議題にも諮問ではなく、報告事項とさせていただいております。そしてさらに、今日は条例を実際にこういう形で見直すということもお示しできておりませんので、今日この場でこれをもって良いとか悪いとかの決をいただくということは考えておりません、以上でございます。

議長（北野会長） ありがとうございます。当初のように、報告案件ですので、マップをご覧ください、ここで色々なご意見をいただいた中で、担当課が再度検討いただいてということになりますので、採決し影響がでるところではございませんので、その辺りは改めてご理解いただければと思います。近藤委員、お願いします。

近藤委員 この審議会の中の話ではないですけども、スケジュール的に、この後、議会に出していく中で、特に、１２月定例会なんて来月で、今、言われた農地の整理などをこの都計審でもう１回見る前に、議会に出してしまっているのかというところもありますので、このスケジュールについてもまだ案として、皆さんの前に提示しているだけということではあると思うのですが、進め方についてもう少し慎重に行っていただければと思いますが、所管課はどうお考えでしょうか。

議長（北野会長） 担当課、お願いします。

松下課長 本日の会議の中で、委員の皆様から様々なご意見をいただいております。そこを踏まえて、今後、内容はもちろんのこと、このスケジュールについてもどうしていくのかを改めて整理させていただきたいと思っております、以上でございます。

議長（北野会長） ありがとうございます。では、その他何かございますでしょうか、よろしいでしょうか。今日、多くの時間を割いて、貴重なご意見をいただいたところですので、木更津市が今後向かう未来像を改めて考える機会としては

非常に貴重な機会だったと思います。これまで作られている都市計画マスタープラン等々もちろん中活もそうですけれども、往々にしてそれぞれの計画ごとを見てしまうのですが、マクロな視点で全ての計画を俯瞰的に見て、1つの木更津市の計画と捉えていく上で、今日の議論はとても有益だったと感じているところです。これだけ熱い議論が行われるということはこういった会を持つことの重要な意味だと思いますので、これをもとにさらなる発展を目指して、担当課の方でも、また委員の皆さんも、さらなるご意見をこれからもいただければと思います。今日のところは、担当課から今いただいた説明をもとに進め継続的に検討していくことにさせていただきます。以上で、議事がすべて終了いたしましたので、進行を庶務へお返しさせていただきます。

司会（上野係長） 北野会長、ありがとうございました。皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、第119回木更津市都市計画審議会を閉会いたします。

以上

第119回木更津市都市計画審議会の内容について、上記のとおり確認します。

令和5年12月26日

木更津市都市計画審議会

（署名）

石渡 肇